水土里ネット牧之原 牧之原だより

第　47　号
令和４年１月１日
発　行
牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047
島田市中溝町１７２６－４
☎　〈0547〉36-8000㈹
ＦＡＸ〈0547〉36-0830
ＨＰ　http://midorinet-makinohara.com

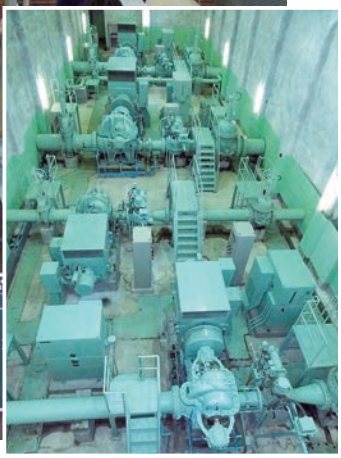

写真左上：
牧之原揚水機場

写真中央：
修繕のため搬出される４号ポンプ

写真右下：
ポンプ室内全景
(ポンプ４台)

島田市大代地内の国営牧之原揚水機場の４号ポンプ（口径700mm）は、令和３年２月にポンプ内壁に損傷がみられたため、揚水停止の状態となっていましたが県営事業における「水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）牧之原地区」の計画変更により追加採択され、修繕が行われることとなりました。

ポンプ本体が県外の整備工場へ搬出され、現在修繕を行なっており、令和４年４月以降の用水需要に対応できるよう作業を進めています。

目次

・理事長あいさつ／正副理事長等紹介／おくやみ／複式簿記会計移行 …… 2
・令和２年度通常総代会／理事長表彰／県土連功労者表彰 …… 3
・令和元年度決算及び令和３年度予算／令和３年度運営方針 …… 4
・新役員紹介／土地改良区組織機構図 …… 5
・新総代紹介 …… 6
・関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長あいさつ／県農林事務所長あいさつ …… 7
・維持管理事業の事例紹介／水質検査の実施 …… 8
・牧之原茶園の再編整備プラン／営農事例紹介「新風」 …… 9
・お知らせ（農地転用等及び組合員資格得喪手続／非農地除外・繰上償還ほか） …… 10

理事長あいさつ

牧之原畑地総合整備土地改良区
理事長　染谷絹代

組合員の皆様には、健やかな新年をお迎えいただいたこととお慶び申し上げます。

日頃、牧之原畑地総合整備土地改良区の運営にご理解、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

昨年10月に任期満了に伴う役員改選が行われ、皆様のご推挙をいただき、引き続き理事長の重責を担うこととなりました。今後も組合員の皆様の付託に応えるべく、誠心誠意、全力を尽くして参りますので、よろしくお願い申し上げます。

当土地改良区は、昭和48年に設立後、国、県並びに関係市のご支援をいただき、農業用水施設が整備され、平成９年度に国営事業、平成25年度に県営事業が完了しており、その後、用水の安定供給のための維持管理業務を行っております。

その後、茶業を取り巻く状況が大きく変化し、茶価の低迷、担い手農家の減少、荒廃農地の増加する中、当土地改良区においても、用水施設の老朽化対策をはじめ、茶業振興や基盤整備の推進などの課題が山積しております。

これらの課題解決のため、現在策定を進めております牧之原茶園再編整備プランなどで方針をお示し、早急に対応する中、稼ぐ茶業、儲かる茶業の実現に精一杯努めてまいります。

今後も先人たちの長年の悲願であった「牧之原台地に水を」の尊い意志を引き継ぎ、持続的な牧之原茶業の振興や農業用水の安定供給に努力してまいります。

結びに、今後も課題解決のため、国、県、関係市のご協力をいただき、役職員が一丸となって取り組んで参りますので、よろしくお願い申し上げます。

役職が決定されました

杉本基久雄
副理事長
（牧之原市）

内田　隆
副理事長
（菊川市）

令和３年10月25日をもって任期満了を迎えた役員の改選が令和３年９月に行われ、新理事25人（うち員外理事５人）、新監事５人、合わせて30人の役員が無投票当選により決定し、就任されました。（５ページ参照）

任期開始に備え、令和３年10月５日役員会を開催し、染谷絹代理事長（島田市長）、杉本基久雄副理事長（牧之原市長）が再任され、新たに内田隆副理事長（菊川市）が選任されて土地改良区運営にあたっていただくこととなりました。

また、会計担当理事には、榑林初夫理事（牧之原市）が就任され、月例の出納検査や会計全般を掌握していただきます。

監事職については、総括監事に増田隆司監事（御前崎市）、次席監事に坂本昌広監事（牧之原市）にそれぞれ就任いただきました。

―おくやみ―

令和２年10月23日、本杉光雄前理事（享年72歳、当時理事現職）が逝去されました。故人は平成17年10月に理事に就任以来、15年間お務めいただくとともに、平成25年からは管理検討委員会の担当理事及び委員長として務められました。この間、建設事業の推進から本格的な維持管理の時代を迎え、管理体制の構築にご尽力いただき、当土地改良区の運営に多大なご尽力をいただきました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

令和４年度 複式簿記への移行について

土地改良区の会計処理は、改正土地改良法の施行に伴い「貸借対照表」の作成が義務付けられたことにより、**令和４年度から複式簿記**となります。

それに伴い当土地改良区の会計区分等は表のとおりとなります。

一　般　会　計	管理費特別会計
流動資産：**一般会計**	流動資産：**管理費特別会計**
基本財産：**財政調整基金**	基本財産：**管理費積立基金**
特定資産：**職員退職給付引当積立資産** （職員退職手当積立金特別会計）	特定資産：**転用決済金積立資産** （借入金償還積立金特別会計） **土地改良施設･用地等**
その他	その他
固定資産：**事務所建物及び土地** **一般会計保有の備品等**	固定資産：**管理費特別会計保有の備品等**

土地改良施設維持管理費を「一般会計」と区分するため、「管理費特別会計」を設置します。

令和２年度　通常総代会報告～全議案とも原案どおり可決～

令和２年度通常総代会は、令和３年３月25日㈭に島田市金谷夢づくり会館において開催されました。本総代会は新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、通常どおり実施しました。会議は、午前９時30分より出席総代59人をもって成立し、染谷理事長からの挨拶のあと議事に入りました。議長に島田市の仲田智史総代（当時）が選出され、議事は令和元年度決算関係及び令和２年度補正関係等で18件、議決案件は令和３年度予算関係を含む14件が上程され、全議案ともすべて原案どおり可決決定され、滞りなく終了しました。

総　代　会　提　出　議　案

承認第１～６号	令和元年度事業報告書、一般及び各特別会計収支決算関係
報告第１号	令和元年度基金積立状況の報告
承認第７号～15号	令和２年度　一般及び各特別会計の補正予算（第１次～第４次）関係
承認第16号	会計細則の一部改正について
第　１　号議案	規程の一部改正について
第　２　号議案	水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）「牧之原地区」の施行について
第３～６号議案	令和３年度　一般及び各特別会計収支予算関係
第　７　号議案	令和３年度　管理賦課金の賦課における賦課保留について
第　８　号議案	令和３年度　賦課金の徴収時期及び方法について
第　９　号議案	令和３年度　加入金について
第　10　号議案	令和３年度　金銭及び余裕金の預入先について
第　11　号議案	令和３年度　借入金について
第　12　号議案	農地転用等申請に係る意見について
第　13　号議案	農地転用等決済金単価の改正について
第　14　号議案	附帯決議
選　第　１　号	役員補欠選挙について

令和２年度　理事長表彰

当土地改良区表彰規程に基づき、15年以上水利施設の適切な維持に努め、その運営が他の模範となる用水組合に対して、その功績を称え表彰されました。

なお、令和２年度通常総代会は、新型コロナウイルス感染防止により規模縮小開催のため、表彰状授与式は執り行わず、個別に授与いたしました。

◆組合表彰　４組合（順不同）

・坂口三畑地用水組合（榛原３工区）
・赤坂南畑地用水組合（榛原38工区）
・智生寺原畑地用水組合（榛原11-１,-２工区）
・鉢形畑地用水組合（相良31工区）

静岡県土地改良団体連合会　功労者表彰

静岡県土地改良事業団体連合会の土地改良功労者表彰の役員の部において、当土地改良区からは牧之原市選出の小塚悦夫前理事が受賞されました。授賞式は令和３年３月22日の同連合会通常総会において執り行われました。この功労者表彰は、多年にわたり土地改良事業への貢献が評価されたもので、小塚前理事には相良地区の組合運営の改善や、受益地管理委員会委員として受益地取扱方針など重要事項の決定にもご尽力いただき、心より感謝とお祝いを申し上げます。

令和元年度 一般会計【決算】

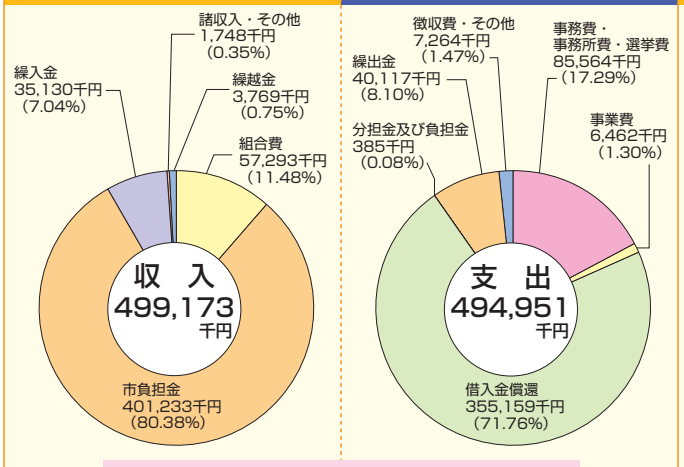

収入総額	499,173千円	
支出総額	494,951千円	
差引残額	4,222千円	（次年度へ繰越）

令和元年度 管理費特別会計【決算】

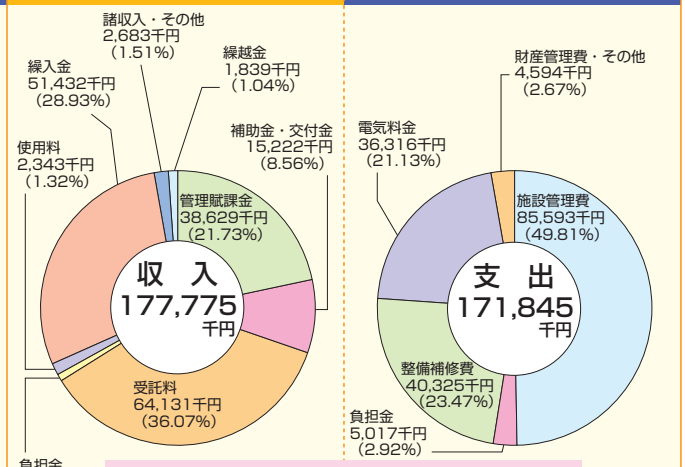

収入総額	177,775千円	
支出総額	171,845千円	
差引残額	5,930千円	（次年度へ繰越）

令和3年度 一般会計【予算】

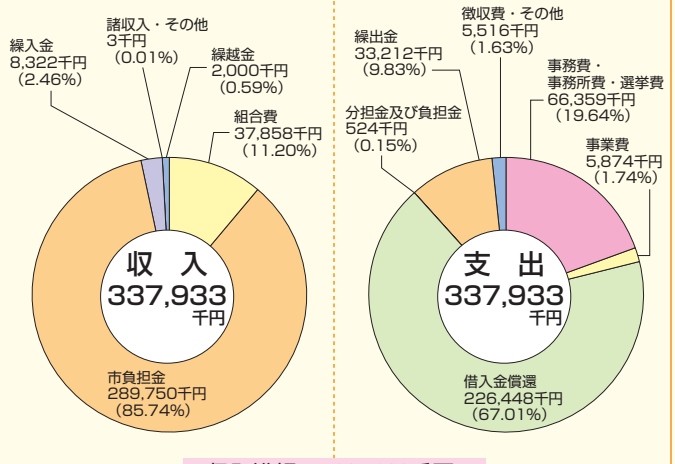

収入総額	337,933千円
支出総額	337,933千円

令和3年度 管理費特別会計【予算】

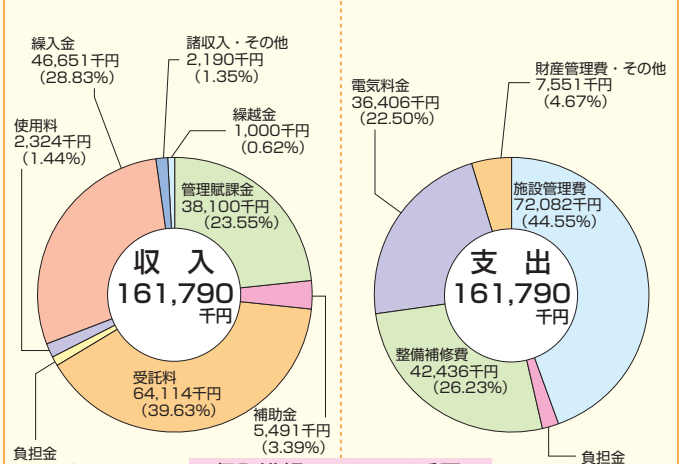

収入総額	161,790千円
支出総額	161,790千円

令和３年度　運営方針

令和３年度の運営方針は「闘う土地改良」のもと、令和２年度の総括を踏まえ、４つの基本方針は前年度から継続し、下記のとおりそれぞれの主な取組を進めています。

基本方針	令和２年度取組の総括	令和３年度主な取組
・施設の管理体制強化と用水の安定供給	国営施設の整備のため水利施設保全高度化事業の採択推進。 ファームポンド流入施設８箇所修繕と組合管理施設の補修整備推進。 工区管理責任者委嘱と施設管理研修会の開催。	水利施設等保全高度化事業の実施推進。 県営末端施設の補修整備に係る要望取りまとめと実施計画の改訂。 ファームポンド流入施設不具合箇所の修繕。 配水計画策定と施設管理研修会の開催。
・財政基盤の安定化と賦課金徴収態勢の確立	財政５カ年計画が決定となり、これを基本にした予算の編成。 管理賦課制度の工区別賦課額の動向調査。	賦課金の徴収委任契約締結推進。 財政計画の見直しに備えた調整準備。 満期償還債券の買換実施。
・受益地の管理、水利権確保と耕作放棄地対策	掛川地区受益地を取扱い方針に基づき整理。 市農業委員会と非農地化による地区除外制度の調整、受益地データの定期更新。	牧之原茶園の再編推進による関係機関と協調 非農地化へ関係市農業委員会との調整連携。 水利権更新に向け関係市との情報共有と連携。
・組織運営の充実と用水組合との連携強化	広報「牧之原だより」第46号発行。 水土里茶話会へ担い手・農協参集、用水組合会議の開催。 複式簿記移行準備。	役員・総代の改選に伴う円滑な選挙事務。 用水組合への適切な助言・指導。 水土里茶話会、用水組合会議の開催により要望聴取、課題の整理と対応策の検討。

新　役　員　紹　介

土地改良区発足以来13回目となる総代、並びに役員の選挙が土地改良区定款・規約及び各選挙規程に基づき執行されました。新たに土地改良区の総代、役員になられた方々をご紹介します。

新　役　員（理事25人・監事５人）

◆役員任期：令和３年10月26日～令和７年10月25日（４年間）　　令和３年10月26日現在

選挙区・市名	役　職	氏　名	地　区
第１区・島田市	理事長	染谷絹代	(島田市長)
第２区・牧之原市	副理事長	杉本基久雄	(牧之原市長)
第４区・菊川市	副理事長	内田　隆	牛渕
第１区 島田市	理　事	紅林　貢	湯日
	理　事	中村　睦	金谷猪土居
	理　事	原田勝司	金谷緑町
	理　事	河村重信	金谷根岸町
第２区 牧之原市	理　事	太田佳晴	大寄
	理　事	中野康子	布引原
	理　事	榑林初夫	東萩間
	理　事	畑　勝也	片浜
	理　事	野田猪三美	仁田
	理　事	加藤年昭	静谷
	理　事	村松　久	坂部
	理　事	山下久雄	地頭方

選挙区・市名	役　職	氏名	地　区
第３区 掛川市	理　事	久保田　崇	(掛川市長)
	理　事	田邊美千夫	大野
第４区 菊川市	理　事	長谷川寛彦	(菊川市長)
	理　事	黒田孝芳	赤土
	理　事	坪井正守	東横地
	理　事	片山裕司	古谷
第５区 御前崎市	理　事	柳澤重夫	(御前崎市長)
	理　事	齋藤持右衛門	白羽
	理　事	鈴木昭宏	上朝比奈
	理　事	曽根正海	白羽
第５区・御前崎市	総括監事	増田隆司	下朝比奈
第２区・牧之原市	次席監事	坂本昌広	大寄
第１区・島田市	監　事	増田尚士	牧之原
第３区・掛川市	監　事	萩原　雅	東山
第４区・菊川市	監　事	髙柳和弘	友田

＊正副理事長以下、選挙区別順不同（敬称略）

組　織　機　構　図

牧之原畑地総合整備土地改良区　機構図

（R3.4.1現 在）

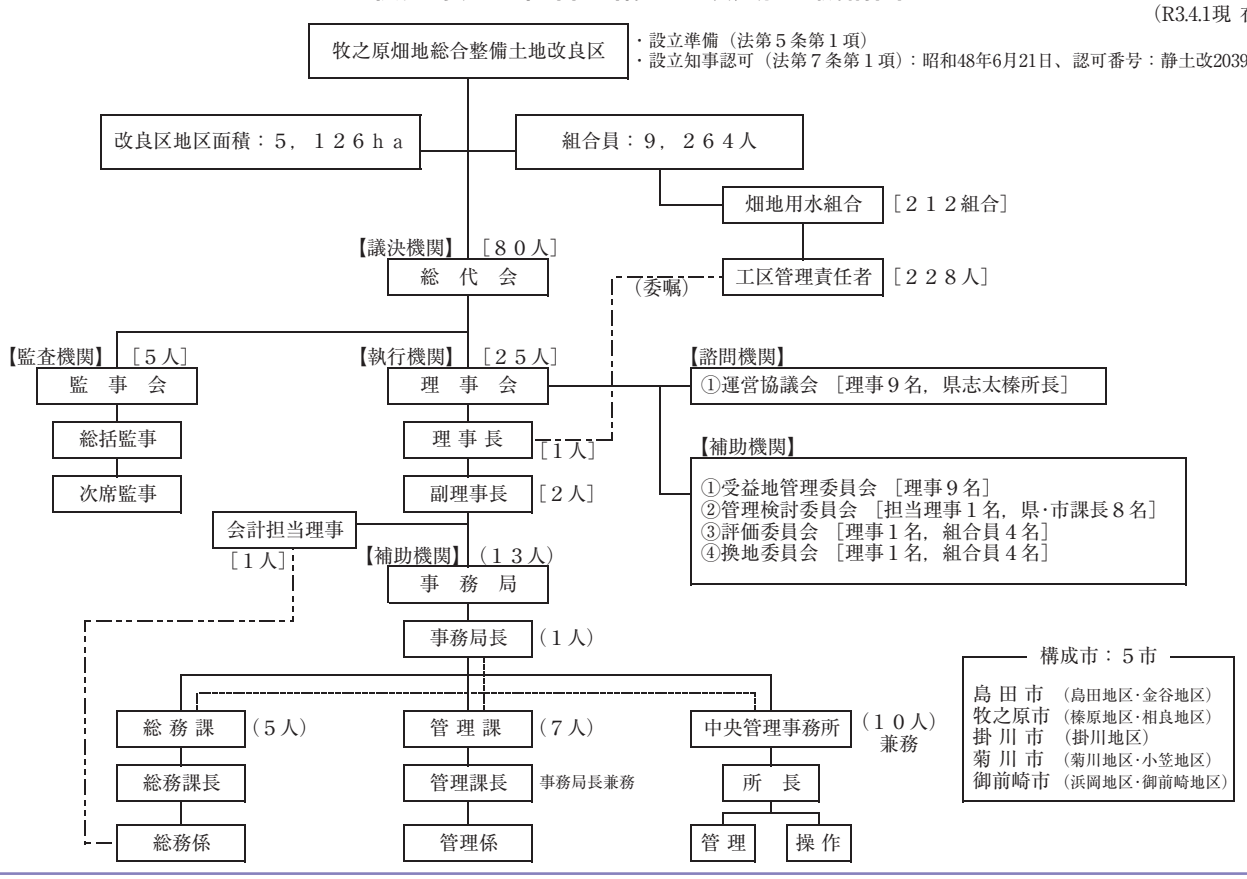

新　総　代　紹　介

牧之原畑地総合整備土地改良区　総代名簿

◆総代任期：令和３年８月21日～令和７年８月20日（４年間）　　令和３年８月21日現在

番号	氏　名	地　区
第１選挙区【島田市】16人		
（島田地区 ８人）		
1	岡村　亘	船木
2	瀧　喜久美	湯日
3	冨永　文夫	湯日
4 ※	今村　豊広	阪本
5 ※	柴野　和久	湯日
6 ※	塚本　仁司	阪本
7 ※	仲田　広美	湯日
8 ※	古澤　義晴	湯日
（金谷地区 ８人）		
9 ※	大村　孝雄	菊川
10 ※	小柳　明広	金谷猪土居
11 ※	杉村　博義	菊川
12 ※	鈴木　聡	金谷根岸町
13 ※	西山　博之	番生寺
14 ※	藤澤　孝行	番生寺
15 ※	持塚　広晴	志戸呂
16 ※	山内　博巳	大代
第２選挙区【牧之原市】32人		
（相良地区 19人）		
17	秋山　治幸	東萩間
18	西谷　光夫	大江
19	増田　忠弘	地頭方
20 ※	赤堀　嗣人	神尾
21 ※	植田　善久	菅ヶ谷
22 ※	大石　章男	勝俣
23 ※	小笠原　一之	須々木
24 ※	清水　和孝	新庄
25 ※	杉田　素之	和田
26 ※	鈴木　竜成	東萩間
27 ※	中村　達哉	白井
28 ※	西川　廣重	須々木
29 ※	原木　秀雄	東萩間
30 ※	増田　浩二	菅ヶ谷
31 ※	増田　文博	笠名
32 ※	増田　正孝	須々木
33 ※	三輪　一浩	片浜
34 ※	森木　喜代治	東萩間
35 ※	横山　昭吾	大寄
（榛原地区 13人）		
36	泉地　浩和	勝間
37	平　幹夫	坂口
38 ※	大石　典正	仁田
39 ※	河村　達晴	坂部
40 ※	久保嶋　庄司	片浜
41 ※	久保田　孔士	勝俣
42 ※	沢田　昌広	切山
43 ※	高塚　優	切山
44 ※	西村　茂	静谷
45 ※	福代　卓巳	坂部
46 ※	向笠　敏秋	静谷
47 ※	村松　達矢	勝田
48 ※	山本　守彦	布引原
第３選挙区【掛川市】６人		
（掛川地区　６人）		
49	鈴木　昂	佐夜鹿
50	松浦　勲	東山
51	松永　大吾	大野
52	小谷　忠	八坂
53 ※	落合　秀幸	東山
54 ※	松浦　雅広	東山
第４選挙区【菊川市】14人		
（菊川地区 10人）		
55	赤堀　富洋	三沢
56	宇都木　恵治	吉沢
57	宇野　孝夫	倉沢
58	栗田　守雄	沢水加
59	横山　和美	牛渕
60 ※	岩堀　忍	和田
61 ※	後藤　克宏	牛渕
62 ※	水島　光一	牧之原
63 ※	安松　金男	倉沢
64 ※	横山　享志	神尾
（小笠地区 ４人）		
65	浦野　秀一	赤土
66	宮城　昭憲	古谷
67 ※	漢人　哲夫	川上
68 ※	鈴木　伸明	丹野
第５選挙区【御前崎市】12人		
（浜岡地区 ７人）		
69	河原﨑　富雄	下朝比奈
70	増田　廣士	新野
71 ※	河原﨑　秀起	上朝比奈
72 ※	杉浦　浩務	新野
73 ※	髙畑　悟	比木
74 ※	富田　佳通	大沢
75 ※	水野　好典	上朝比奈
（御前崎地区 ５人）		
76	池田　雅裕	白羽
77	曽根　紀久雄	白羽
78 ※	澤部　重巳	御前崎
79 ※	増田　久人	白羽
80 ※	松下　泰治	白羽
合計　80人		

＊期数・五十音順、※印は新任

ご　あ　い　さ　つ

関東農政局
西関東土地改良調査管理事務所
所　長　小嶋義次

新年おめでとうございます。

組合員をはじめ関係の皆様におかれましては、日頃より農業・農村の振興に向けた各種施策の推進にご理解とご協力を賜るとともに、国営牧之原農業水利事業で整備された農業水利施設について適切な運用と管理をしていただき、厚くお礼申し上げます。

さて、世界中で猛威を振るった新型感染症は、人流・物流にもこれまでにない影響を与え、本地域農業の骨幹をなす茶業に取り巻く情勢は茶価の低迷という大きな打撃を受けました。

茶業の振興は、関連産業の発展や地域住民の生活にも関連する大きなテーマであり、地域全体の発展に欠かすことはできません。本年が本地域にとって新しい門出の年となりますことを切に願ってやみません。

現在、農林水産省においては、令和２年３月に閣議決定されました新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給して、食料自給率の向上・食料安全保障の確立を図るための施策を総合的に推進しているところです。

当事務所においても、施設を維持管理される皆様の声も聞きながら、営農や農業水利施設の状況を継続的に調査することを通じて、農業水利施設が長期にわたり機能を発揮し、農業生産の維持及び農業経営の安定のため関係する皆様と連携して取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今年一年を通じ、本地域の発展と皆様のご活躍を心より祈念申し上げます。

ご　あ　い　さ　つ

静岡県志太榛原農林事務所
所　長　岩﨑敏之

新年明けましておめでとうございます。

日頃より、組合員並びに関係の皆様におかれましては、静岡県が進める農業農村整備事業の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

牧之原台地における茶の生産については、先人が築き上げた日本を代表する産地としての高い技術と美しい景観を守りつつ、消費者の嗜好や生活の変化による需要に応じるため、現状にとらわれない新たな取組に挑戦していく必要があります。

当所では、生産者の努力が所得向上に結び付くよう、担い手農家への茶園集積･集約化、基盤整備による生産性の向上、大量需要向けの機械施設整備の支援、茶工場の経営体質強化等に加え、新たな複合作物の導入も推進しているところです。

茶園整備については、定植が完了した静波地区では、かんがい施設等の整備をしているところであり、今後は朝生原地区、諏訪原地区、切山地区の進捗とともに、「牧之原茶園の再編整備プラン」を具現化するモデル地区の着手を目指してまいります。

また、用水施設整備については、今年度から老朽化した水管理システム等の更新整備を開始したところであり、今後はファームポンドや揚水ポンプ等の長寿命化対策を計画的に実施し、用水の安定供給に努めてまいります。

茶業の維持・発展のためには、生産効率の高い農地の確保をはじめ農業の省力化が不可欠です。皆様と一丸となって着実に農業基盤整備を進め、生産力強化に取り組んでまいりますので、これまで以上に御支援と御協力をお願い申し上げます。

ご　あ　い　さ　つ

静岡県中遠農林事務所
所　長　森谷浩行

新年明けましておめでとうございます。

日頃より、組合員はじめ関係の皆様方には、農業農村整備事業の推進に御支援や御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今年の県内産一番茶は、茶価はコロナ禍による巣ごもり需要などから４年ぶりに回復に転じましたが、荒茶の生産量は前年度をさらに下回る結果となり、依然として厳しい状況が続いております。

このような中で、中遠農林事務所では「茶産地を支える継続性のある多様な茶業経営体の育成」を重点プロジェクトとして、茶生産や販路の拡大、担い手農家への茶園の集積・集約を図る基盤整備などに取り組んでおります。

昨年度から始まったChaOIプロジェクト推進事業では、新商品の開発や販路開拓、需要に応じた生産構造の転換など今年も管内12の取組が採択され､生産者と流通加工販売業者によるオープンイノベーションを促進しています。

また、「牧之原茶園の再編整備プラン」の基本方針に基づき、茶園の集積に合わせて区画整理を行う基盤整備のモデル地区とし、選定された御前崎市の上朝比奈地区では、最新の測量技術を使い、令和４年度の事業着手に向けて準備を進めています。

さらに、老朽化が進行している畑地かんがい施設について、昨年度までに県営造成施設の機能保全計画を策定し、順次更新事業に着手してまいります。

今後とも、牧之原地域の茶業の発展に向け、皆様方とともに土地改良事業等の推進により、牧之原農業用水の安定供給はもとより、経営基盤の強化や担い手の育成を図ってまいりますので、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

用水組合管理施設の補修整備及び事業紹介

日頃、畑地かんがい施設の適正な維持管理に努めていただき、ありがとうございます。

現在、用水組合で管理されているファームポンド以降の施設について、設置後長い年月が経過している工区では、施設機器類の経年劣化による補修整備が必要となってきております。

土地改良区では、組合負担を軽減するため下記の補助事業及び用水組合支援制度を活用していますので組合内で事業化に向けたご検討を是非お願いします。

土地改良区に提出する畑地かんがい施設の補修整備要望については、毎年開催される工区管理責任者会議や用水組合会議で補修整備について説明し、希望する用水組合は要望書の提出をお願いします。

事業紹介

●県単独農業農村整備事業

・土地改良事業で造成された機械設備の修繕。
・受益面積５ha以上で、整備補修費が50万円以上200万円未満の小規模な補修を行う場合。
・補助率：県が１/３負担します。

●土地改良施設維持管理適正化事業

・団体営規模以上の土地改良事業により造成された施設の整備補修。
・加圧機場に設置されている、ポンプ、電動機、電気設備等の整備補修費で200万円以上掛かる場合。
・補助率:国が30%､県が30%負担します｡地元負担５年間の返済となります。
・定期点検を実施していることが必要条件となります。

●県営基幹水利施設ストックマネジメント事業

・国営や県営事業で造成した幹線用水路などの基幹農業水利施設の長寿命化を目的とします。
・受益面積20ha以上で、事業費が2,000万円以上となります。
・機能保全計画等が策定されていることが必要条件となります。
・補助率：国が50%、県が25%負担します。

用水組合支援制度

用水組合の負担軽減を図るため、計画的に行う１工事50万円以上の補修工事について、国・県の補助金を差し引いた地元負担金の１／２を土地改良区が費用負担する支援制度が制定されております。

※１工事当たり支援上限額250万円となっています。

損傷事例

末端揚水ポンプ

末端揚水ポンプ焼損

補修事例

ポンプ吸込管　補修前

ポンプ吸込管　補修後

お知らせ　水質検査の実施について

近年、ＧＡＰ等の関係で農業用水の安全性について組合員の方々から多くの問合せをいただいていることから、昨年度より牧之原農業用水の水質検査を実施しています。

水質検査は、比較を行うため国営水槽の最上流部の金谷吐水槽（島田市志戸呂地内）と、最下流部の６号調整水槽（牧之原市笠名地内）の２地点において実施しています。

なお、水質検査の結果等については、牧之原畑地総合整備土地改良区のホームページに掲載し、誰でも閲覧できるようにしておりますので、ご覧ください。

牧之原茶園の再編整備プランについて

土地改良区では、大変厳しい茶業情勢を受けて、牧之原茶園の将来プランを考える第一歩として、今年２月に管内の担い手農家と懇談会を開催しました。

この中で、土地改良区から提言をいたしました牧之原大茶園の将来像の策定について、静岡県経済産業部のご理解とお力添えをいただき、「牧之原茶園の再編整備プラン」にまとめ、今後、推進していくこととなりました。

この取組にあたり、まず今年５月18日に、静岡県経済産業部及び志太榛原・中遠農林事務所、島田市、牧之原市、掛川市、菊川市、御前崎市、静岡県経済農業協同組合連合会、静岡県農業協同組合中央会、ＪＡ大井川、ＪＡハイナン、ＪＡ掛川市、ＪＡ遠州夢咲、静岡県農業振興公社、静岡県土地改良事業団体連合会のご賛同のもと、推進協議会が設立されました。今後は、目指す方向性である日本一の「茶産地の再生」、農業用水を活用した「新たな農業の創出」、地域で培われてきた「美しい茶園景観の保全」に向けて、基本方針の検討と推進モデル地区を創出し、再編整備プランの策定を進めています。

新　風　担い手農家の紹介コーナー

茶園から転換を行ったレタス畑

平さん親子　幹也さん（左）　幹夫さん（右）

タイラファーム　検索

牧之原台地における転作事例

今回、茶園からの転換を行った事例として、牧之原市に住む平さん親子（父：幹夫さん、子：幹也さん）をご紹介します。

現在、牧之原市でタイラファームを営んでいる平幹也さん（38歳）は、大学を卒業後、実家で茶やミカンの栽培を手伝いながら、地元の製茶工場の一員として商品販売に３年携わったそうです。

しかし、商品は売れない、価格も安いのダブルパンチ！お茶の生産は好きだったという幹也さんですが、思い切って所有していた４haの茶園の茶を一番茶収穫後に全て抜根し、レタス栽培を行うため普通畑へと転換。

そのままの土壌ではレタスは育たないため、大量の石灰や堆肥を畑に入れるなどしてペーハー調整を行い、何とかその年の秋にはレタスの植え付けを行うことができたそうです。

レタス栽培を本格的に行い始めた頃、縁もあり若い農家が集まってつくった生産者団体『トップハット』のメンバーに誘われ加入した幹也さんは、生産した野菜が売れる喜びに農業にのめり込んでいきます。

沢山の失敗を経験し、今ではレタスの他にトウモロコシ、ブドウ、イチゴ、イチジク、米など幅広く耕作を行い、従業員３人に加え、多い時ではパートさん７人ほどを雇い、タイラファームを経営されています。

「台地の上で水がいつでも使えることはありがたい。」と語る幹也さん。今後はブドウやイチゴ栽培に力を入れ、観光農園など人を沢山呼べる農業を目指したいとのこと。「農業で地域を盛り上げ、地元を元気づけたい。」と目を輝かせていました。

イベント時の集客にはＳＮＳを活用するなどし、混雑時は制限を掛けるほど盛況だそうです。インターネットでホームページも開設されていますよ。

農地転用等及び組合員得喪資格の変更には手続きが必要！

●農地転用等をするとき

■下記の場合には提出書類が必要となります。

1．宅地や店舗等に転用する場合
2．公共用地（道路等）に転用する場合
3．非農地化による地区除外する場合

●提出書類

1．農地転用等通知書
2．確約書（用水組合の同意含）
3．組合員資格得喪通知書

●組合員資格を変更するとき

様式ダウンロード　水土里ネット牧之原　検索

■下記の場合には組合員資格得喪通知書の提出書類が必要となります。

1．農地の売買、贈与、交換など所有権を移転したとき

2．経営移譲年金受給するとき

3．相続などにより名義変更したとき

●提出書類

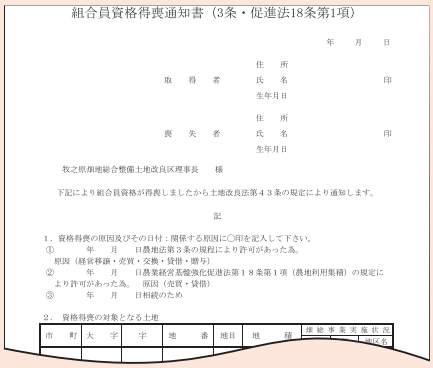

組合員資格得喪通知書（3条・促進法18条第1項）

年　月　日

住　所
取得者　氏　名　印
生年月日

住　所
喪失者　氏　名　印
生年月日

牧之原畑地総合整備土地改良区理事長　様

下記により組合員資格が得喪しましたから土地改良法第４３条の規定により通知します。

記

1．資格得喪の原因及びその日付；関係する原因に○印を記入して下さい。
①　年　月　日農地法第３条の規程により許可があった為。
原因（経営移譲・売買・交換・貸借・贈与）
②　年　月　日農業経営基盤強化促進法第１８条第１項（農地利用集積）の規定により許可があった為。　原因（売買・貸借）
③　年　月　日相続のため

2．資格得喪の対象となる土地

市	町	大字	字	地番	地目	地積	埋総事業実施状況 地区名

組合員資格得喪通知書（様式）

「非農地」による地区除外と受益地への新規加入について

耕作放棄地により山林、原野化された受益地について、市農業委員会が「非農地」であると判断された場合には、地区（受益地）除外が可能となります。

地区除外には、農地転用等決済金の納付などの要件がありますので、詳しくは土地改良区までお問い合わせください。

また、受益地ではない農地で、農業用水を利用したい方は、新規加入も受け付けていますので、ご相談ください。

加入金の納付などの要件があります。

特別賦課金を繰上償還するには…

特別賦課金とは、各工区（用水組合等）で実施した県営事業工事に伴う地元負担金のことになりますが、用水組合等のご希望により繰上償還を行うことができます。

ただし、条件により繰上償還できない場合もありますので、希望する用水組合等は事前に土地改良区までお問い合わせください。

なお、申込手続きの締切は、繰上償還を希望する年度の前年12月末日になります。

事務局からのお知らせ

平成27年４月から６年間土地改良区事務局長として務められた三浦俊夫事務局長が令和３年３月をもって退任されました。この間、国営施設の整備事業推進、総代の定数改正や水土里茶話会の開催、受益地の取扱方針策定など数多くの取組に力を注いでいただきました。

また、昭和48年の土地改良区設立当時より職員として46年間務められた三浦茂管理課主任、田辺文朗管理課主任、平成29年４月から４年間務められた小関美敏管理課主任におかれても令和３年３月をもって退任されました。

これまで、事業推進から維持管理の時代の永きに亘り土地改良区の発展に寄与された4人の方に心より感謝申し上げます。

谷河範夫
事務局長

秋山　充
管理課主任

令和３年４月より谷河範夫事務局長、秋山充管理課主任を職員として迎え、事務局運営及び維持管理業務に従事されています。令和３年度から事務局職員13名にて、安定的な用水供給とともに施設の老朽化対策や組合員の声に応える取組を含め、円滑な事務局運営に努めています。お近くにおいでの際は、事務局へもお気軽にお立ち寄りください。